

●香川県告示第489号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成19年10月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 起業者の名称

丸亀市

2 事業の種類

丸亀市飯山総合保健福祉センター保全事業（分館、分館専用駐車場、機械室及び受水槽）

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県丸亀市飯山町下法軍寺字島田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県丸亀市飯山町下法軍寺地内において施行する「丸亀市飯山総合保健福祉センター保全事業（分館、分館専用駐車場、機械室及び受水槽）」（以下「本件事業」という。）である。

丸亀市飯山総合保健福祉センター（以下「センター」という。）は老人福祉センターと市町村保健センターの両機能を併せ持つ施設であり、本件事業は、センターの分館、分館専用駐車場、機械室及び受水槽の敷地のうち借地している用地を取得するものである。このため、本件事業は、法第3条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」及び第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

センターは、「丸亀市保健福祉センター設置条例」により丸亀市が設置する施設であることから、起業者である丸亀市は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

本件事業の先行取得者である丸亀市土地開発公社（以下「公社」という。）は、既に事業に要する経費の予算措置を講じている。また、起業者である丸亀市は、平成20年度末までに用地を引き取る協定を公社と締結している。このため、本件事業が実施されることは確実と認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

(ア) 分館

平成19年4月現在における丸亀市の高齢化率は21.2%に達し、今後とも上昇が見込まれ、介護・医療費の増すうが懸念されている。分館は、機能訓練室、運動指導室、談話コーナー

等が設けられており、市民の健康づくりを促進し、介護・医療費の抑制を図ることを目的とするものである。

本件事業の施行により、分館の敷地について毎年度の借地契約の更新という不安定な状況が解消され、市民に安定的かつ継続的な分館利用を提供することで、市民の自主的な健康づくりが促進され、介護・医療費の抑制が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(イ) 分館専用駐車場

センターの利用者の交通手段としては、合併に伴い対象地域が広域化したうえに、公共交通機関を利用できる地域及び時間帯が限られることから、自家用車の比率が高い。このため、障害者や高齢者の利用に配慮し、分館利用者専用の駐車場として6台分の駐車スペース（うち2台は身体障害者専用）が設けられている。

本件事業の施行により、分館専用駐車場の敷地について毎年度の借地契約の更新という不安定な状況が解消され、分館利用者に安定的かつ継続的な駐車場利用を提供することで、分館の利便性向上が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(ウ) 機械室

機械室には、センターにおいて多量に消費する電気需要に対応するための受電用変圧器と、センターのスプリンクラー装置の非常電源として設置している自家発電装置とが収納されている。

本件事業は、機械室の敷地について毎年度の借地契約の更新という不安定な状況を解消し、センターの安定的かつ継続的な機能発揮に資するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(エ) 受水槽

受水槽は、水道管によって送られてきた水をいったん溜めてセンターの各室に給水するものであり、浴室や歩行プールをはじめ、センターにおける日々の水利用に不可欠の施設である。

本件事業は、受水槽の敷地について毎年度の借地契約の更新という不安定な状況を解消し、センターの安定的かつ継続的な機能発揮に資するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業地は既にアで述べた施設の敷地として利用されていることから、事業の施行による周辺の土地利用や自然環境への影響はないと認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 起業地の選定

本件事業は、既存の施設を保全するための事業であり、新たな施設の建設が必要となる事業ではない。

アで述べた施設は、センター本館の存在を前提とするため、起業地はセンター本館の周辺に位置する必要がある。

センター本館の周辺を見ると、北側は住家、東側は飯山体育館、南側は市道となっており、既にアで述べた施設の敷地として利用されている西側の用地以外には、代替案は考えられない。

したがって、本件事業の起業地の選定は、適切であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、毎年度の借地契約の更新という現在の不安定な状況を解消するために計画されたものであることから、早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

丸亀市健康福祉部健康課